

別記 学校防災教育推進委員会設置要項 (例)

都立〇〇学校防災教育推進委員会設置要項	
第1 (設置)	これからの時代に求められる都立学校における地域と連携した防災教育のあり方及び児童・生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進に関わる事項について検討するため、都立学校に「防災教育推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。
第2 (所掌事項)	委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること。 (2) 自助・共助の視点に立った実践的な防災教育に関すること。 (3) 地域主催の防災訓練への児童・生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関すること。 (4) その他委員長が必要と認めること。
第3 (構成)	委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は、校長をもって充てる。 3 副委員長は、副校長をもって充てる。 4 委員は、委員長が指名する者を充てる。 (例)・大学教授等防災に関する学識経験者 ・地域自治会の防災担当者 ・学校所在自治体の防災担当者 ・消防署員・消防団員、警察署員 ・地区医師会 ・保護者 ・教諭等自校職員 等
第4 (任期)	委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
第5 (会議)	委員長は、委員会を年2回召集し、主宰する。 2 委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。
第6 (意見の聴取)	委員長は、会議に際し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
第7 (庶務)	委員会の庶務は、校長が指定する者が処理する。
第8 (補則)	この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。 2 この要項は、校長が必要に応じて改正する。
附則	この要項は、令和〇年〇月〇日から施行する。

13 「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について (通知)

「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について (通知)

令和2年1月20日付31教指企第1758号により教育庁指導部指導企画課長から都立学校長宛て 通知

このことについて、令和元年6月5日付31教指企第407号により、風水害発生時の避難行動を事前に確認できるようにするため、全ての児童・生徒に「東京マイ・タイムライン」のセットを配布し、その意義の指導と、家庭での作成に向けた啓発をお願いしたところです。
 その後、令和元年9月以降に発生した台風15号及び19号により、都内にも大きな被害がもたらされるなど、改めて風水害から命を守るための取組が喫緊の課題となっています。
 つきましては、令和2年度から、全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用して、下記のとおり生徒への指導を行うようお願いします。

記

- ねらい
全ての生徒に、風水害から身を守るための避難行動等を確実に身に付けさせる。
- 実施内容
全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導を、年1回以上実施する。
- 実施対象
原則として、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)の第1学年
 ※ 学校の実態等によって、他の学年で実施することも可とする。
 ※ 特別支援学校については、生徒の実態等に応じて、実施の有無や実施方法を判断する。
- 実施時期
原則として、令和2年4月から7月までの間
 ※ 学校の事情等によっては、9月以降に実施することも可とする。
 ※ 令和2年6月上旬に、第1学年の生徒に配布する「東京マイ・タイムライン」のセットが東京都総務局から各学校に送付される予定である。
 ※ セットが送付される前に指導を行うことを希望する学校については、白黒で印刷した「東京マイ・タイムライン」のシートを希望枚数分送付する(別途意向調査予定)。
 ※ 「東京マイ・タイムライン」は、東京都防災ホームページに掲載されており、ダウンロードして活用することも可能である。
- 教育課程への位置付け(例)
各教科・科目、総合的な探究の時間、ホームルーム活動、学校行事(避難訓練の事前・事後、宿泊防災訓練時)等
 ※ 指導に係る時間については、学校の実態等に応じて設定する。
- 指導内容・方法等
 (1) 令和2年4月に送付予定のモデル授業展開例を参考にするとともに、教材動画を活用する。
 ※ モデル授業展開例については、1単位時間の授業として実施する場合と、宿泊防災訓練時等において20分程度で実施する場合の「ひな型」として提供する。
 ※ 教材動画は、「東京マイ・タイムライン」作成手順や作成に当たったポイントなどを包含した映像資料となっている(東京都総務局作成)。
 ※ 教材動画は、これを視聴することにより、必ずしもその場に「東京マイ・タイムライン」のセットの準備がなくても、家庭で作成するための事前指導として完結するよう構成されている。
 (2) 「防災ノート～災害と安全～」50ページの「わが家の防災アクション」の箇所を自宅で記載するよう指導する。
 (3) 生徒への指導の中で、家庭で「東京マイ・タイムライン」を作成することの重要性を啓発し、指導後に同セットを持ち帰らせる。
- その他
 (1) 各学校で「令和2年度学校安全計画(全体計画)」を作成する際、「安全学習及び安全指導の指導方針等」にある「災害安全」に、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について記入する。
 (2) 令和3年1月に、学校防災教育推進事業実施報告書(毎年度実施のもの)の中で、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施状況についても、報告をお願いします。